

第 237 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 4 日（木）13 時 30 分から
- 2 場 所 松本合同庁舎 502 号会議室（松本会場）
長野県庁議会増築棟 402 号会議室（長野会場）
（Web 会議システム（Zoom）により松本会場、長野会場、委員自宅の分散開催とした）
- 3 出席者
内水面漁場管理委員 12 名
（松本会場）
漁業者代表：藤森 貫治、梅戸 洋、富岡 道雄
採捕者代表：金井 恒一郎
学識経験者：竹原 文子、桐生 透、高田 啓介
（長野会場）
漁業者代表：古谷 秀夫、佐藤 みつ子
採捕者代表：小澤 哲
学識経験者：平林 公男
事 務 局：鈴木書記長他 3 名
（自宅参加）
採捕者代表：水谷 博

4 会議事項

（1）議事

- ① 増殖指示量の変更について
- ② コイの持ち出し禁止指示について
- ③ オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準について

（2）報告事項

- ① 身体障がい者・精神障がい者等が行う遊漁の取扱い調査の結果について

（3）その他

5 会議内容

会長挨拶 議事に入る

平林会長 議事に入る前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。議事録署名人を小澤委員、佐藤委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。本日最初の議事は増殖指示量の変更についてです。では、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1 により説明

平林会長 それでは、ただ今の説明について、まず長野会場の委員で御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

小澤委員 2点お伺いしたいことがあります。ひとつは、今報告をいただきましたが、増殖量にかなりの増減があります。理由として、組合員の高齢化や減少、遊漁者の減少があり、漁協の運営が厳しい状況にあるということですが、その点については承知しております。今回の指示量の変更によって、増殖にかかる費用の増減、増えることはないと思いますが、昨年対比でどのくらい金額が減っているか把握しているのでしょうか。

もう一点については、遊漁者の要望があるにじますの放流量を増やすというのがあります。前々から疑問に思っていましたことですが、北海道では河川で自然繁殖する例がありますが、この近辺では基本的には増殖しない魚種と思います。したがって、釣り人に釣ってもらうには成魚放流、又は稚魚放流を行うものと思いますが、にじますを放流しても増殖しないのであれば、増殖の観点から適切な魚種と言えるのでしょうか。遊漁者のために釣ってもらう魚としては良いと思いますが、増殖との兼ね合いはどのようなのでしょうかということです。

事務局 まず、一点目ですが、増殖指示量の変更については、下げた指示量分に見合う金額を他の魚種で上げていただく、例えば、あゆの指示量を減らしたい場合、相当する金額を別の魚種に振り替える形で対応していただいています。したがって、金額自体は下がっていません。漁協の運営の中で、例えば、あゆを放流したとしても遊漁料、行使料の収入がほとんどない状況にあるため、代わりに溪流魚等、比較的安定した収入のある魚種の増殖量を増やすことで、赤字分を取り返す形になると考えます。

二点目のにじますの増殖の考え方に関するご質問について、漁業法の中では、各漁協に増殖の義務が課せられており、増殖の考え方としては放流や産卵床造成等がありますが、法律上、魚種毎の増殖方法の指定はないのが現状です。現在、河川で行われる増殖では放流に頼った増殖活動というようなところもあるかと思いますが、法律の規制がないこともありますけれども、各漁協の中で特徴ある漁場づくりが大事であると考えています。実際に経費的な部分はトータル金額で減らないよう調整しておりますが、その中で遊漁者のニーズとして、同じ経費をかけていても魚が釣れないというケースも多々あります。特徴ある漁場づくりの一環としてにじますを活用するというのであれば、漁協の意向をできるだけ尊重したいと考えています。

小澤委員 二点目については理解しました。一点目についても、増殖指示量の魚種の振り分けを変えただけであって、増殖にかかるコストは変わらないことは理解しました。変更によって、遊漁者が増えると見込まれる魚種に多くをかけることについても理解しましたが、根本的に漁協の運営はかなり厳しい状況にあるのではないかと思いますので、それを踏まえた上でぜひ適切な指導をお願いできればと考えます。最後の部分はお願いというより要望です。

平林会長 ありがとうございます。今度は松本会場から何かご意見、ご質問等ございますか。

桐生委員 犀川殖産漁協のあゆの変更理由の項目に、小田切ダムの河川環境が変わったというのがありますが、具体的にはどういうことですか。

事務局 詳細は伺っていないのですが、小田切ダムができたことによって水量や河川の流れ等が

変わったというようなことがあろうかと思えます。

桐生委員 小田切ダムができたからということですか。それとも小田切ダムの他に新しいダムができたということでしょうか。

事務局 その部分について把握していない部分がありますので、調べて後日回答とさせていただきますと思います。

平林会長 他にご質問、ご意見等ありますか。

竹原委員 三点伺います。一点は、奈良井川漁協のおとりセンターの件について、維持が困難とありますが、もうおとりセンターをやめてしまうということでしょうか。二点目はにじますの放流量が増えていますが、本来にじますは日本にいたものではありません。それを増やすことで、生態系に影響はないのでしょうか。三点目としては、直接指示量と関係ありませんが、大雨で流されたあゆは死んでしまうのでしょうか、それとも下流部で生存しているのでしょうか

事務局 一点目のおとりセンターですが、あゆの遊漁者自体が減っており、おとりあゆをせっかく仕入れても、買い求める方もいないことから、飼いつけることが難しく、維持が困難とこのことですので、本年度は閉鎖したとの話を伺っております。

二点目について、本県ではにじますは古くから放流が行われていますが、今現在生態系に影響を与えているという情報は寄せられていません。また、一部の地域を除いて、繁殖も確認されておられません。

三点目については、流された後にどこかにいるとか、そのような情報は寄せられておらず、死亡しているのか、下流部で生存するのかは不明です。

平林会長 他にいかがでしょうか。

高田委員 ここ何年かの増殖指示量の変更で印象に残るのは、あゆの放流量の削減です。今年の変更で顕著であるのは、サケマス類などの溪流魚の増加です。あゆと溪流魚は漁場が異なると思います。このままでいくと、あゆの漁場をこれらの漁協は少なくとも相対的に重要度を下げていることとなります。それに対し、県はこの状況を放置するのでしょうか。それとも、あゆを必死になって何らかの手を打っていかうと考えているのでしょうか。今回の指示量変更とは少し趣旨は違うかもしれませんが、将来的には大切なことと考えますが、いかがでしょうか。

事務局 あゆの漁場についてですが、当県では放流のみで漁場を形成していることから、なかなか厳しい状況にあることをご承知のことと思えます。

漁協が放流できる種苗が減ってきている中で、県としましては、例えば、支流を活用するとか、本流のような大きい河川では、場所を限って密になるよう放流を行うなど、水産試験場において釣れる漁場づくりの技術指導を行っているところです。

今日頂いたご意見については、水産試験場とも情報共有しながら、どのようにしていくかは引き続き検討していきたいと考えております。

平林会長 他に何かありますでしょうか。水谷委員いかがでしょうか。

水谷委員 私はあゆ釣りはやりませんが、将来長野県でできなくなって困ることは心配していません。

平林会長 ご意見ということでよろしいですね。その他に無ければ、増殖指示量の変更について大きなご異議がないということで認めることとなりますが、よろしいですか。

各委員 異議なし

平林会長 それでは、申請のとおり変更を承認することとします。ただし、いくつかご指摘をいただいておりますので、それらについては事務局の方で検討をお願いします。次に議事②に移ります。コイの持ち出し禁止について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2により説明

平林会長 ただ今の事務局の説明について、何かご異議、ご質問があればお願いします。先ほどと同様に長野会場、松本会場、水谷委員の順でお伺いします。まず、長野会場からいかがでしょうか。

古谷委員、小澤委員、佐藤委員 長野会場からは特にありません。

平林会長 松本会場はいかがでしょうか。

藤森委員 例年と変わらないとのことですので、松本会場では特に問題ないと考えています。そのまま、禁止指示を出してもらってよいと考えます。

平林会長 水谷委員、いかがでしょうか。

水谷委員 令和元年まで5年間コイヘルペスウイルス病の発生がありませんでしたが、今年2件発生したとのことで、何か理由はあるのでしょうか。

事務局 今年度2件発生しましたが、特に状況が変わったというところはなく、詳しい原因はわかっていないため、理由は不明です。

水谷委員 わかりました。

平林会長 他に全体を通して、コイの持ち出し禁止指示を1年延長することについて、何かご質問ほかはありますか。異議のある方はおられますか？

各委員 異議なし

平林会長 ご異議のある委員はいらっしゃらないようですので、コイの持ち出し禁止指示を1年間延長することとします。

それでは、次の議事③「オオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準について」です。

現在、委員会で指示しているオオクチバス等の再放流の禁止については、野尻湖漁業協同組合で解除されていますが、令和3年3月31日をもって解除期間が終了します。

本日、各委員には再放流禁止指示の解除申請が提出された際の審査及び判断基準をご審議いただきたいと考えております。

議事の進め方ですが、まず始めに、基準の審議の前段階として、令和2年度までの野尻湖漁協の逸出魚の状況をご説明します。

その次に、「第5期におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準案」についてご審議いただきますので、よろしくお願ひします。

では、令和2年度までの野尻湖漁協の逸出魚の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3-1及び資料3-4により説明

平林会長 ただいま、逸出魚の状況の説明と各委員からいただいたご意見の対応についての説明がありましたが、まず、現状の把握についてのご意見、ご質問を伺います。

長野会場から何かありますか。

無いようですので、次に松本会場からご意見、ご質問はありますか。

高田委員 この件については、私が委員になってから2回目の審議になると思います。その都度、疑問に思っていましたが、野尻湖漁協に対し、新たな防止装置を求めないという文言が必ずあります。最初からそのような文言があるようですが、そのような方向となった理由はどのようなものでしょうか。

事務局 現在、委員会でお願いしている三重の網につきましては、特定外来生物による生態系等に関する被害の防止の法律で「特定外来生物が容易に逸出しない構造の網が三重に施してあること」と定義されていることに基づく装置です。それを踏まえた上で、新たな装置を求めないという部分についてですが、この後ご審議いただきます審査基準の中には、表現の仕方は違いますが、容易に逸出しないような装置を設置し、もし、逸出が認められた場合は原因究明に努めるとともに、捕獲等の対応を行っていくということで、最善を尽くすという形で規定されているのでご理解いただければと考えます。決して、今ある装置以上のものを求めないと決めつけているわけではありません。

高田委員 目的や内容は理解できましたが、わざわざ求めないと言っていることに違和感があるということです。今の説明の趣旨であれば、わざわざ入れる必要はないと思います。目的は逸出を防ぐことにあるので、逸出しているのであれば、それに対応する装置を設けるのは当然です。例えば、電気ショックを使うとか、状況に応じて装置を増やすことは当たり前のことと私は考えます。

事務局 今のお話については、基準の中には「より効果的な施設の検討を進めていく」ということで定義づけられておりますので、その基準でよいかどうかということについてはこの後の議論の中でご検討いただければと考えます。

高田委員 基本的にはその文言は取り除けばよいと考えます。もし、このままこの場で基準を決めるなら、その文言は取り除く。今回の特例措置については、生物多様性基本法には反しているはずですが、その意味においても、今の文言は非常に違和感を覚えますので、削除することを検討していただきたいです。

事務局 今のご意見を踏まえながら、この後の基準の審議で検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

高田委員 わかりました。よろしくをお願いします。

平林会長 この後、審査基準案については説明しますが、松本会場から他に逸出魚の現状についての説明に関するご意見、ご質問ございますか。

松本会場は無いようですので、水谷委員はいかがでしょう。

無いようですので、次の第5期におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準案について、ご審議をいただきます。

事務局から説明を行いますので、その後ご意見ををお願いします。

事務局 資料3-2、資料3-3及び資料3-4により説明

事務局 説明は以上ですが、補足させていただきます。

今回の案については、現行の法律に照らし合わせながら、これまでご説明した本年の逸出魚調査を行う中で課題となっている部分、各委員からいただいたご意見に対応するという点で、より厳格な逸出魚対策をしていただきたいという視点から、基準を強化した内容となっています。それを踏まえた上で、内容のご審議をお願いできればと考えます。

平林会長 説明は以上ですが、まず、長野会場からご意見、ご質問いかがでしょうか。

小澤委員 資料3-2にある平成20年の委員会指示ではブルーギルが含まれていましたが、平成30年は無くなっています。平成30年は野尻湖漁協からオオクチバスとコクチバスしか解除申請がなかったからと考えますが、今回の基準案ではブルーギルを含めて、3魚種をオオクチバス等とするという文言になっています。今後、野尻湖漁協からどのような申請がされるかわかりませんが、仮にオオクチバス、コクチバスの2魚種で解除申請がされた場合、基準におけるブルーギルを含む3魚種という記述との整合と言いますか、どのような対応をするのでしょうか。

事務局 判断基準については、野尻湖に合わせた基準というわけではなく、あくまで委員会の再放流禁止指示を解除するにあたっての基準です。

間口としては外来魚全般を指し、委員会指示として指定している魚種を限定して解除していきたいということですので、この基準で読めると考えています。

小澤委員 インターネット上においてバスフィッシャー達の間では、野尻湖はオオクチバスとコクチバスは放流してもよいが、ブルーギルは放流してはいけないことが周知の事実となっています。野尻湖漁協としても、ブルーギル自体は放流してはいけないという判断を自

身でしているのでしょうか

事務局 野尻湖漁協からの申請については、オオクチバスとコクチバスの2魚種であり、ブルーギルを含めていないことから、漁協としては、ブルーギルは再放流禁止指示の解除に当たるような魚種でないと考えていると思います。

小澤委員 それは漁協に確認をした上でのものですか。

事務局 漁協に直接確認をとったわけではありませんが、これまでの経緯を見ますと、これまでの申請はオオクチバスとコクチバスのみですので、ブルーギルについては解除申請には当たらない魚種と考えています。

小澤委員 なぜ当たらないのかということについては理解に苦しみますが、基準にはブルーギルを含めた3魚種をオオクチバス等とするとされていますので、次回の申請があった場合にはブルーギルも含めるなど、整合を図った方が良いと考えます。私の方から判断することはできませんが、野尻湖漁協に話をするなど検討してはいかがでしょうか。

事務局 その部分については、漁協に確認したいと考えます。

平林会長 他に長野会場からご意見、ありますか。
無いようですので、次に松本会場はいかがでしょうか。

藤森委員 再放流禁止指示の委員会指示には「漁業権者からの解除申請があり、逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合はこの限りでない」とあり、今現在、野尻湖漁協のみが解除申請をし、認められています。他の漁協からも申請があった場合、同じように解除申請を認めるというように考えてよいのでしょうか。

事務局 今ご審議いただいている基準については、野尻湖漁協のみが適用を受けるという基準ではありません。例えば、他の漁協からも申請があれば、この基準に照らし合わせてご審査いただくこととなります。

藤森委員 条件が合えば、申請を認めるということですね。

事務局 そのとおりです。基準を満たしており、内水面漁場管理委員会で異存ないという形で認めていただければ、ということです。

平林会長 他にありませんでしょうか。

高田委員 先ほど質問しました、基準の中に「逸出防止施設として新たな防止装置を求めない」という文言が入っているということについてですが、資料3-3の新旧対照表を見ますと、この部分が示されていません。ということは、第5期の新しい審査基準にはこの文言が含まれていると理解してよいのでしょうか。

事務局 先ほどのご質問にもあった新たな防止装置を求めないという部分ですが、新旧対照表で

ご覧いただくとおり、いままでも基準の中に新しい装置を求めるといった記述はありません。

高田委員 基準の中にその文言はないのですね。

事務局 そのとおりです。

高田委員 それならば結構です。それはもう頭に置かずに審査すればよいということですね。つまり、本質的に逸出を防止するという立場から、認めるかどうか見ればよいというわけですね。三枚の網があるから認めるとか、そういうことではないということに理解してよろしいですか。

事務局 資料3-3の3ページ(2)をご覧ください。基準の中では容易に逸出できないより効果的な施設の検討を進めていくというのが明記されています。

高田委員 わかりました。私の疑問は払しょくされました

平林会長 松本会場から他にご意見、ご質問ありますか。
無いようですので、水谷委員はいかがでしょう。

水谷委員 平成20年の委員会指示8号に木崎湖の文言が含まれていますが、木崎湖漁協から申請はないと理解してよいのですか。

事務局 そのとおりです。木崎湖漁協からの申請はありません。

平林会長 その他にご意見、ご質問はありますか。
無いようであれば、第5期におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除申請に係る審査及び判断基準案を本案のとおり決定しますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

平林会長 ありがとうございます。
それでは、今回の解除申請の審査及び判断基準案については、本案のとおり決定します。
現時点では、野尻湖漁協からは申請がありませんが、今後、申請が行われた場合、本日も審議いただいた基準に則って審査し、解除の可否を委員会として決定します。
その決定方法をご審議いただきたいと思います。例えば、決定方法として、書面による審議で決定する、会長一任で決定する、再度委員会を開催して決定する等、色々な方法があります。
まず、事務局から概要を説明しますので、その後、どのような方法で委員会として決定するかご審議をお願いします。

事務局 (資料なし、口頭による説明)
野尻湖漁協の再放流禁止指示の解除について、本年3月末に期限の終了を迎えることから、恐らく解除申請があるものと理解していますが、その場合の対応について説明し

ます。

まず、第一案ですが、申請があった場合、申請書の写しを各委員に送付し、書面をもって審査していただくというものです。

第二案ですが、各委員に再度集まっていただき、会議を開催して、審査の上、決定していただくというものです。

第三案は、事務局で基準に照らし合わせて内容を審査し、基準に沿っているものであれば、会長にその旨打診させていただき、異存がなければ決定する、つまり、会長一任というものです。

事務局としては、この三案を考えていますが、その他の方法があれば、ご提案ください。無いようでしたら、事務局案の中からご検討いただければと考えます。

平林会長 どのような方法で決めるかということですが、会場ごとに伺っていきます。まず、長野会場はどうでしょうか。

小澤委員 第一案の書面による審査をお願いします。

佐藤委員 第三案の会長一任が良いと考えます。

古谷委員 会長一任をお願いします。

平林会長 長野会場では、第一案が一人、第三案が二人でした。

松本会場はいかがでしょうか。

まず、ご意見があれば出していただき、なければそちらでまとめていただければと思います。

桐生委員 このことについては、前回書面で意見を募り、回答いただきましたが、真意が伝わっていない部分が多々あります。書面ではこのような重要なことは議論できないと思います。今回はもう日にちがありませんのでそういった議論はできませんが、第6期に向けて、原則的な問題を議論すべきと考えます。委員会で禁止指示を解除していますが、もともとバス類は抑制する対象です。野尻湖だけが抑制策を何もっておらず、再放流をしています。矛盾するかもしれませんが、抑制策をとりながら、こういう事業を行い、最終的には前の委員会でも言われたように、この状態を終わらせるという方向で十分議論を尽くす必要があると思います。今回は新型コロナウイルス感染症対策ということで仕方ないと思いますが、広い会場であればあまり問題にならないと思いますので、是非対面でやっていただきたいと思います。

事務局 ご質問の趣旨を繰り返させていただきます。本年3月31日で解除期間が終了しますが、申請の内容など、第5期の申請については、今お決めいただいた基準に沿って審査をするということで進める中で、野尻湖漁協の禁止指示の解除の方向性については、今後時間をかけながら、議論をさらに深めて行ってほしいということによろしいでしょうか。

桐生委員 時間をかけて議論するのは結構ですが、これまで十数年間、禁止指示を解除し続けています。その中に全然議論になっていないので、直ちに始めたほうがよいと考えます。

事務局 わかりました。いずれにせよ、第5期の審査基準は認めていただいたところですが、これから野尻湖漁協から申請があった場合、その審査についてはどのようにすればよいでしょうか。後半の解除の方向性の議論についてですが、例えば、第5期に係る申請が認められたとしても3年でまた終了を迎えますので、ご指摘いただいた内容の検討は進めていく必要はあると考えます。

今回、申請書は申請書として、どのように審査するかお決めいただくのが一つありますので、禁止指示の解除のあり方の扱いは今後検討していくというように考えていますが、いかがでしょうか。解除申請の審査とは切り離して、解除のあり方については、今後開催される委員会で議論していただきたいと事務局としては考えております。

桐生委員 いままで野尻湖漁協から詳細な資源の情報や遊漁者の状況、会計状況などを委員としては聞いていないわけです。つまり、解除するとなると、その判断基準が委員としてはないわけです。原則としては抑制の対象ですが、例外的な措置をとっていることを認めるためには、会計など色々な根拠が必要だと思っておりますし、それを見過ごしてはいけないと思います。3年でというのはありますが、今からそのような準備を進めるべきと考えます。

事務局 ご質問の内容を再確認いたします。今回申請をお認めいただくと、同様の検討を3年後にも行うこととなります。それに向けて、今から実態や遊漁者の状況などを整理しながら、委員の皆さんにご検討いただく際には、これらを提示した上でということで、準備は進めさせていただきたいと思っておりますが、良いでしょうか。

桐生委員 結構です。

平林会長 今回の件について、補足説明を致します。資料3-4の3ページ目に藤森委員から、解除申請を認めて十年近く経っているのでそろそろ漁協としても方向性を検討してほしい旨の意見をいただいております。これについては、野尻湖漁協にも話をし、例えば、他の魚を放流するなど、今、様々な方策を検討いただいているところであると聞いています。私が会長になってから、申請があった際は、ずっとこのままでよいというわけではないことは委員会でも何回も申し上げていますが、そろそろ決着を図るべきというご意見もいくつか出てきています。今回も申請は認めることになると思っておりますが、野尻湖漁協に説明をしながら、今後の方向性については、少しずつ別の方向にシフトする、具体的な方策について検討するなど、目で見えるような形で示していただくように付帯意見のような形で申し添えるということにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

藤森委員 是非、会長の方からきちんと、今回の申請を認める過程でいろんな意見があったことを入れた上で解除申請の許可を出していただければと思います。

平林会長 ありがとうございます。そのようにしたいと考えます。併せて、重要な議題と考えますので、今後委員会においても継続して議論していきたいと思っております。

他にご意見、ご質問ありますでしょうか。無ければ、事務局から提案のあった第一案から第三案について、松本会場の意見を取りまとめていただければと考えます。

藤森委員 松本会場では第三案の会長一任でよいと意見がまとまりました。

ただし、野尻湖漁協に対しては、先ほど桐生委員から、許可を出すことについて、これからいろいろ検討しないといけない事項があるのではないか、じっくり検討する機会をできるだけ早めに開いてほしいというご意見がありました。

したがって、会長に一任すると同時に、附帯事項として、ミーティングの機会を早い時期に持っていただきたいということをお願いします。

事務局 確認いたしますが、審査の方法については、松本会場の全員が会長一任でよいということで、よろしいですか。

また、附帯事項として、本案件について早急に議論していただきたいとのことですが、今後の委員会において、議題としてあげ、議論していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

各委員（松本会場） 結構です。

平林会長 水谷委員はいかがでしょう。

水谷委員 松本会場と同意見です。

平林会長 長野会場では、第一案がよいとの意見もありましたが、第三案でもよろしいですか。

小澤委員 結構です。

平林会長 では、第三案の会長一任とします。申請があった場合は、まず、事務局で内容を精査、確認した後で、私の方で審査するということで進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、続いて、第 235 回委員会で現状把握を行うこととした身体障がい者、精神障がい者等が行う遊漁の取扱いに関する調査結果の報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 4－1 及び資料 4－2 により説明

平林会長 今の説明について、補足があります。事務局から説明をお願いします。

事務局 ただいまの説明については、漁協の意見をそのまま取りまとめた生のデータです。以前議論となった精神障がい者あるいは介助者の扱いですが、対応している漁協では身体障がい者と同様に扱っているとのことですが、大半の漁協については、そのようなケースの実例がなく、具体的な検討がされていない、想定されていないというのが実態であることがわかりました。県としては、この結果を踏まえた上でこうすべきとまでの指導はできませんので、意見や結果として踏まえながら、漁協から相談があった場合は、情報提供を行い、漁協が具体的に検討できるようにしていきたいと考えております。

平林会長 実態がどのようになっているのかということで、委員会において話題になり、調査した結果ということで報告がありました。委員会の中でも必要があればさらに話題としていただければと思います。また、このような実態がわかりましたので、各漁協において

も問題意識をもっていただいて、今後の対応等について検討いただければと思います。
今回の調査は、大変重要な、非常に大きな一歩であったと考えています。
何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

桐生委員 説明の中で聞き取れなかったのですが、同一障がい者手帳が別々の販売店から提出される等の不正とは、具体的にどのようなことでしょうか。

事務局 不正の内容については、漁協が釣具店やコンビニエンスストア等に遊漁券の販売をお願いしている中で、その集計を行っている、別々の店舗から同じ方の手帳が出てくることがあり、一人で何か所も回って購入しているということです。

桐生委員 写しを確認しているということでしょうか。障がい者と認定をする時は正本でないのだめだと思えます。正本は写真付きで、その中に障がいの程度が記入されています。それを確認しないと不正利用につながってしまうということだと思えます。

それともう一つ、障がいの程度について、詳細な情報提供をお願いしたいというような意見も漁協から出ています。

インターネットで調べたり、福祉事務所に聞けばわかりますが、身体障がい者の場合は1から6級まであり、重度、中程度、軽度があります。知的障がい者は都道府県によって名称が異なり、療育手帳、愛護手帳、愛の手帳、みどりの手帳があり、重度、中程度A、B、1から4。精神障がい者は精神障がい者手帳、保健福祉手帳で、1から3級ということになっています。

これをすべて区別して、遊漁券の価格設定をするのはまず無理だと思いますので、その辺りを説明していただければと思います。

平林会長 ご意見ありがとうございます。他に松本会場から意見、ご質問ありますか。
無いようですので、長野会場はどうでしょうか。
長野会場からも無いようですので、水谷委員はいかがでしょう。

水谷委員 特にありません。

平林会長 それでは、身体障がい者、精神障がい者等が行う遊漁の取扱い調査結果の報告については、特にご質問など無いということで、次に移ります。

次に、その他ということですが、事務局から何かありますか。

事務局 事務局からは特にありません。

平林会長 各委員はいかがでしょう。

各委員 特にありません。

平林会長 では、特に無いようですので、本日の議事は全て終了といたします。

音声の不具合等がありまして、申し訳ありませんでした。コロナ禍ということで、今後もこのような形式で会議がもたれることが多々あるかと思いますが、もう少しシステムを検討し、今回と同じ状況とならないように注意したいと思います。それでは進行を

事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございます。ただいま、会長からもお話がありましたが、本日はシステムの不具合による音声の乱れ等でご不便をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。今後は、システム等の確認はしっかりした上で開催したいと考えます。議決等の結果が変わるものではありませんが、説明等はさせていただいた中で聞き取れなかった内容等ありましたら、事務局までご質問ください。

以上を持ちまして、第 237 回長野内水面漁場管理委員会を閉会いたします。なお、次回については7月開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議事録署名委員

㊞

議事録署名委員

㊞